

28 危険物施設

【関連章第7章12】

事例2 「未届で少量危険物を扱う作業所から出火した火災」

出火時分 3月 14時ごろ

用途等 作業場 耐火造 2/0 延 300 m²

選解任 非該当

被害状況 建物部分焼 1棟、1階 30 m²、ダクト 10m焼損

概要

この火災は、作業場内から出火したものです。

出火原因は、塗装ブース内に置いてあった縦置き型照明器具の電源線が短絡し出火したものです。なお、出火した後、塗装ブース内に滞留していた有機溶剤の可燃性蒸気に引火し延焼拡大しています。

従業員は、1階の塗装準備室で塗装作業の準備をしていると、焦げくさい臭気がしたため、周囲を確認すると、作業所の屋上に設置された排気口から黒煙が出ているのを発見しています。騒ぎを聞いた別の従業員は、点検口から排気ダクト内を見ると、ダクト内は黒煙が充満しており、炎を確認したことから、自身の携帯電話で119番通報し、その後屋外の水道から散水栓を延ばし初期消火を実施しています。

教訓等

この火災は、未届で少量危険物を扱っている場所で発生しました。指定数量*の5分の1以上指定数量未満の危険物は「少量危険物」という扱いとなり、貯蔵若しくは取り扱う場合は管轄の消防署に届出をする必要があります。また、「少量危険物」といっても、火災が発生すれば、一般の事業所と異なり、延焼拡大する危険性は高くなります。

危険物を取り扱う際には、取扱い方法を遵守し、疑問が生じたときには事前に管轄の消防署に相談するとともに、日頃からの火気の手扱いは十分注意し事故防止に努めましょう。



写真 28-3 出火した作業所の状況①



写真 28-4 出火した作業所の状況②